

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2003-263289(P2003-263289A)

【公開日】平成15年9月19日(2003.9.19)

【出願番号】特願2002-65148(P2002-65148)

【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 3/12

B 4 1 J 5/30

B 4 1 J 29/00

B 4 1 J 29/38

H 0 4 N 1/00

【F I】

G 0 6 F 3/12 C

B 4 1 J 5/30 Z

B 4 1 J 29/38 Z

H 0 4 N 1/00 1 0 7 Z

B 4 1 J 29/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月8日(2004.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像形成システム及び画像出力サービス

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1台以上の記憶手段を有する画像形成装置をネットワークに接続し、該ネットワークを介して情報の伝達と該情報により前記画像形成装置からの画像出力を行う画像形成システムにおいて、

前記ネットワークに接続される少なくとも1台以上の画像形成装置の有する個人情報を記憶した記憶媒体を、該ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、

前記記憶媒体に記憶した個人情報を用いて個人情報の認証を行った後、

前記任意の画像形成装置が該ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御を行うことを特徴とする画像形成システム。

【請求項2】

前記記憶媒体に記憶される個人情報は、前記記憶媒体を前記ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、

該記憶媒体に該ネットワークに接続される少なくとも1台以上の画像形成装置の有する個人情報の書きを行い、記憶させることを特徴とする請求項1に記載の画像形成システム

。

【請求項3】

前記記憶媒体を前記ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、該記憶媒体に前記画像形成システムに接続される画像形成装置に記憶される個人情報の情報の書き込みを行うことを特徴とする請求項1に記載の画像形成システム。

**【請求項4】**

前記記憶媒体が携帯可能な形状を有することを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の画像形成システム。

**【請求項5】**

前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、

該任意の画像形成装置が該ネットワークに接続される他の画像形成装置の有する画像データを画像出力するものであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の画像形成システム。

**【請求項6】**

前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、

ユーザの出力希望する画像データを有する画像形成装置より画像出力するものであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の画像形成システム。

**【請求項7】**

前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、

前記任意の画像形成装置の認証した個人情報を有する画像形成装置より画像出力するものであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の画像形成システム。

**【請求項8】**

前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、

前記任意の画像形成装置と前記任意の画像形成装置の認証した個人情報を有する画像形成装置とを連動させて画像出力するものであることを特徴とする請求項7に記載の画像形成システム。

**【請求項9】**

少なくとも1台以上の記憶手段を有する画像形成装置をネットワークに接続し、該ネットワークへのアクセスを許可されたユーザからの画像出力指示を該ネットワークを介して前記画像形成装置から画像出力を行い、前記ネットワークに接続された画像形成装置に記憶される画像出力記録に基づいて料金請求を行う画像出力サービスにおいて、

前記画像出力記録は、該ネットワークに接続される少なくとも1台以上の画像形成装置の有する個人情報を記憶し、該ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、該記憶された個人情報により個人情報の認証を行う記憶媒体に、該ネットワークに接続される画像形成装置毎に整理して記憶され、

前記記憶媒体を前記認証を行った画像形成装置に接続し、該記憶媒体の有する画像出力記録を用いて請求料金を算出し、該認証を行った画像形成装置の出力手段より料金請求書の発行を行うことを特徴とする画像出力サービス。

**【請求項10】**

前記料金請求書に前記画像形成装置の記憶手段に記憶される広告情報を前記請求料金の情報に合成して、広告情報を掲載した料金請求書の発行を行うことを特徴とする請求項9に記載の画像出力サービス。

**【手続補正3】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0001

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0001】**

**【発明の属する技術分野】**

本発明は、ネットワークに接続可能な画像形成システムに関し、更に詳しくは、データの蓄積と管理を行う専用サーバを設置することなく、画像形成装置に個人情報の一元管理を行うサーバとしての機能を付与して、ネットワーク上の画像形成装置からのプリント出力の制御を行う画像形成システム及び前記画像形成システムによるユーザへのプリントサービスに対する課金システムである料金請求書発行を行う画像出力サービスに関する。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

すなわち、本発明の第1の目的は、ネットワーク上にデータを一元管理するサーバを設けずに、ネット上の任意の画像形成装置からプリント出力を行う際に、プリント出力したいデータがその画像形成装置に収録されていなくても、プリント出力の可能な画像形成システムを提供することである。

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の第3の目的は、ネットワークに接続され複数のユーザが画像形成装置を共有してプリント出力を行う画像形成システムでプリント出力を行う際に、個人の出力するプリントを他の人にみだりに見られたり、或いは他人が無断で個人の画像データを不正に出力することのない画像データへのセキュリティの配慮された画像形成システムを提供することである。

**【手続補正6】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本発明の第4の目的は、ネットワーク上に専用サーバを設置することなく、ユーザが出力希望する画像形成装置から円滑にプリント出力の行うことの可能な画像形成システムを提供することである。

**【手続補正7】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本発明の第5の目的は、ネットワークに接続され複数のユーザが画像形成装置を共有してプリント出力を行う画像形成システムにおいて、例えば急ぎのプリント出力指示が来た時に先約のプリント出力を止めて急ぎのプリント出力を優先させる様なプリント出力の優先機能を有する画像形成システムを提供することである。

**【手続補正8】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 1 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 1 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 1 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 4

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 2 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 2 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 2 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 2 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 2 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 2 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正27】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

請求項1に記載の発明は、「少なくとも1台以上の記憶手段を有する画像形成装置をネットワークに接続し、該ネットワークを介して情報の伝達と該情報により前記画像形成装置からの画像出力を行う画像形成システムにおいて、前記ネットワークに接続される少なくとも1台以上の画像形成装置の有する個人情報を記憶した記憶媒体を、該ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、前記記憶媒体に記憶した個人情報を用いて個人情報の認証を行った後、前記任意の画像形成装置が該ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御を行うことを特徴とする画像形成システム。」というものである。

【手続補正28】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

請求項1に記載の発明によれば、ネットワーク上の任意の画像形成装置に個人情報の認証を行う機能を付与することにより、ネットワーク上に個人情報の一元管理を行うための専用サーバをわざわざ設置する必要がなく、ネットワーク上の各画像形成装置に分散収録される画像データの管理をネットワーク上の任意の画像形成装置で行うことを可能にすることで、ネットワーク上の画像形成装置からのプリント出力を一元管理する画像形成システムの提供を可能にした。

【手続補正29】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

また、請求項1に記載の発明によれば、ユーザはネットワークに接続される個々の画像形成装置に個人情報の設定登録することなく、認証後はネットワークに接続される全ての画像形成装置からの画像出力が可能で、ネットワーク上のあらゆる画像形成装置からのプリント出力を制御可能な利便性の優れた画像形成システムの提供を可能にした。さらに、ネットワーク上の各画像形成装置に分散して記憶される各ユーザのプリントデータを特定の画像形成装置が個人データ管理を行うことで、個人の画像データを他人に不正出力されない画像形成システムの提供を可能にした。

【手続補正30】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

請求項2に記載の発明は、「前記記憶媒体に記憶される個人情報は、前記記憶媒体を前記ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、該記憶媒体に該ネットワークに接続される少なくとも1台以上の画像形成装置の有する個人情報の書き込みを行い、記憶させることを特徴とする請求項1に記載の画像形成システム。」である。

【手続補正31】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

請求項3に記載の発明は、「前記記憶媒体を前記ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、該記憶媒体に前記画像形成システムに接続される画像形成装置に記憶される個人情報の情報の書き込みを行うことを特徴とする請求項1に記載の画像形成システム。」である。

【手続補正32】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

請求項2及び3に記載の発明によれば、ネットワークに接続される任意の画像形成装置により記憶媒体の初期化を行うことが可能なので、ユーザは記憶媒体の初期化作業が容易に行えるとともに、ネットワークに接続された各画像形成装置に収録される個人情報をネットワーク上の任意の画像形成装置から収録することができるため、ユーザは各画像形成装置に記憶媒体を接続することなく迅速かつ容易に記憶媒体への個人情報収録を行うことが可能である。

【手続補正33】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

請求項4に記載の発明は、「前記記憶媒体が携帯可能な形状を有することを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の画像形成システム。」である。

【手続補正34】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0049】

請求項4に記載の発明によれば、画像形成装置への個人情報を供給する記憶媒体がユーザの携帯可能な形態を有することで、各ユーザの記憶媒体の管理及び輸送、及びその取り扱いの極めて容易な画像形成システムの提供が可能になる。

【手続補正35】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

請求項5に記載の発明は、「前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、該任意の画像形成装置が該ネットワークに接続される他の画像形成装置の有する画像データを画像出力するものであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の画像形成システム。」である。

【手続補正36】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

請求項6に記載の発明は、「前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、ユーザの出力希望する画像データを有する画像形成装置より画像出力するものであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の画像形成システム。」である。

【手続補正37】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

請求項7に記載の発明は、「前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、前記任意の画像形成装置の認証した個人情報を有する画像形成装置より画像出力するものであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の画像形成システム。」である。

【手続補正38】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

請求項8に記載の発明は、「前記任意の画像形成装置により行われる前記ネットワークに接続される画像形成装置の画像出力の制御が、前記任意の画像形成装置と前記任意の画像形成装置の認証した個人情報を有する画像形成装置とを連動させて画像出力するものであることを特徴とする請求項7に記載の画像形成システム。」である。

【手続補正39】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

請求項5～8に記載の発明によれば、ユーザは、予めネットワーク上に接続される画像形成装置の中からプリント出力を希望する画像形成装置を選択してプリント出力が可能なので、複数のユーザがネットワーク上の画像形成装置を共有する画像形成システムでプリント出力した時に、他人に見られたくない様なプリント出力を他の人からみだりに見られることがなく、或いは不正に出力されることのない画像形成システムの提供を可能にしている。

## 【手続補正 4 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 4 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 4 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 4 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 4 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 4 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 0

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 4 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0 0 6 1】

請求項9に記載の発明は、「少なくとも1台以上の記憶手段を有する画像形成装置をネットワークに接続し、該ネットワークへのアクセスを許可されたユーザからの画像出力指示を該ネットワークを介して前記画像形成装置から画像出力を行い、前記ネットワークに接続された画像形成装置に記憶される画像出力記録に基づいて料金請求を行う画像出力サービスにおいて、前記画像出力記録は、該ネットワークに接続される少なくとも1台以上の画像形成装置の有する個人情報を記憶し、該ネットワークに接続される任意の画像形成装置に接続し、該記憶された個人情報により個人情報の認証を行う記憶媒体に、該ネットワークに接続される画像形成装置毎に整理して記憶され、前記記憶媒体を前記認証を行つ

た画像形成装置に接続し、該記憶媒体の有する画像出力記録を用いて請求料金を算出し、該認証を行った画像形成装置の出力手段より料金請求書の発行を行うことを特徴とする画像出力サービス。」である。

【手続補正47】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

請求項9に記載の発明によれば、ユーザが利用したネットワーク上の全画像形成装置に対する料金が一枚の料金請求書で確認することが可能となり、料金請求書発行にあたっての紙の無駄な使用を防止するとともに、ユーザに対して明瞭な料金請求書の提供を可能にする画像出力サービスを実現した。

【手続補正48】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

請求項10に記載の発明は、「前記料金請求書に前記画像形成装置の記憶手段に記憶される広告情報を前記請求料金の情報に合成して、広告情報を掲載した料金請求書の発行を行うことを特徴とする請求項9に記載の画像出力サービス。」である。

【手続補正49】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

請求項10に記載の発明によれば、請求項9で達成した効果に加えて、画像出力サービスに対する料金請求書の中に広告情報を提供することにより、料金請求書の発行に際して使用される紙の代金を広告費より捻出することを可能にすると共に、料金請求書が情報提供の手段としても利用されることを可能にし、情報提供による付加価値を有する画像出力サービスの提供を達成している。

【手続補正50】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0123

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0123】

【発明の効果】

本発明によれば、データを一元管理するための専用サーバをネットワーク上に設けることなく、ネット上の任意の画像形成装置からプリント出力を行う際に、プリント出力希望のデータがその画像形成装置になくても、データを有する装置から該当データを取り寄せてプリント出力が可能で、ユーザの利用ニーズに応じた画像形成の可能な画像形成システムを達成する。

【手続補正51】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0125

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0125】

また、本発明によれば、ネットワークに接続され複数のユーザが画像形成装置を共有してプリント出力を行う画像形成システムや画像形成装置において、ネットワーク上に専用サーバを設置することなく、個人の出力するプリントを他の人にみだりに見られたり、或いは他人が無断で個人の画像データを不正に出力することのない画像データへのセキュリティの配慮された画像形成システムの提供が可能である。

## 【手続補正52】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0126

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0126】

また、本発明によれば、ネットワーク上に専用サーバを設置することなく、ユーザが出力希望する画像形成装置から円滑にプリント出力の行うことの可能な画像形成システムの提供が可能である。

## 【手続補正53】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0127

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0127】

また、本発明によれば、ネットワークに接続され複数のユーザが画像形成装置を共有してプリント出力を行う画像形成システムや画像形成装置において、例えば急ぎのプリント出力指示が来た時に先約のプリント出力を止めて急ぎのプリント出力を優先させる様なプリント出力の優先機能を有する画像形成システムの提供が可能である。

## 【手続補正54】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0129

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正55】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0130

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正56】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0131

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正57】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0132

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正58】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 4

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 3 7】

そして、上記課題を達成する本願請求項は、以下のとおりである。すなわち、

請求項1に記載の発明によれば、ネットワーク上の任意の画像形成装置に個人情報の認証を行う機能を付与することにより、ネットワーク上に個人情報の一元管理を行うための専用サーバをわざわざ設置する必要がなく、ネットワーク上の各画像形成装置に分散収録される画像データの管理をネットワーク上の任意の画像形成装置で行うことを可能にすることで、ネットワーク上の画像形成装置からのプリント出力を一元管理する画像形成システムの提供を可能にした。

【手続補正 6 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 3 8】

また、請求項1に記載の発明によれば、ユーザはネットワークに接続される個々の画像形成装置に個人情報の設定登録することなく、認証後はネットワークに接続される全ての画像形成装置からの画像出力が可能で、ネットワーク上のあらゆる画像形成装置からのプリント出力を制御可能な利便性の優れた画像形成システムの提供を可能にした。さらに、請求項1に記載の発明によれば、ネットワーク上の各画像形成装置に分散して記憶される各ユーザのプリントデータを特定の画像形成装置が個人データ管理を行うことで、個人の画像データを他人に不正出力されない画像形成システムの提供を可能にした。

【手続補正 6 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 3 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 3 9】

請求項2及び3に記載の発明によれば、ネットワークに接続される任意の画像形成装置により記憶媒体の初期化を行うことが可能なので、ユーザは記憶媒体の初期化作業が容易に行えるとともに、ネットワークに接続された各画像形成装置に収録される個人情報をネットワーク上の任意の画像形成装置から収録することが可能なので、ユーザは各画像形成装置に記憶媒体を接続することなく迅速かつ容易に記憶媒体への個人情報収録を行うことが可能である。

【手続補正6 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 4 0】

請求項4に記載の発明によれば、画像形成装置への個人情報を供給する記憶媒体がユーザの携帯可能な形態を有することで、各ユーザの記憶媒体の管理及び輸送、及びその取扱いの極めて容易な画像形成システムの提供が可能になる。

【手続補正6 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 4 1】

請求項5~8に記載の発明によれば、ユーザは、予めネットワーク上に接続される画像形成装置の中からプリント出力を行いたい画像形成装置を選択してからプリント出力が可能なので、複数のユーザがネットワーク上の画像形成装置を共有する画像形成システムでプリント出力した時に、他人に見られたくない様なプリント出力を他の人からみだりに見られることがなく、或いは不正に出力されることのない画像形成システムの提供を可能にしている。

【手続補正6 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 4

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 7 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0 1 4 5】

請求項9に記載の発明によれば、ユーザが利用したネットワーク上の全画像形成装置に対する料金が一枚の料金請求書で確認することが可能となり、料金請求書発行にあたっての紙の無駄な使用を防止するとともに、ユーザに対して明瞭な料金請求書の提供を可能にする画像出力サービスを実現した。

## 【手続補正 7 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0 1 4 6】

請求項10に記載の発明によれば、請求項9で達成した効果に加えて、画像出力サービスに対する料金請求書の中に広告情報を盛り込むことにより、料金請求書の発行に際して使用される紙の代金を広告費より捻出することを可能にすると共に、料金請求書が情報提供の手段としても利用されることを可能にし、情報提供による付加価値を有する画像出力サービスの提供を達成している。